

事務連絡
令和元年10月29日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

セアカゴケグモ抗毒素に係る臨床研究の対象拡大について

セアカゴケグモ抗毒素を用いた臨床研究については、「セアカゴケグモ抗毒素について」（平成31年3月29日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「事務連絡」という。）において情報提供したとおり、実施しておりました。

今般、セアカゴケグモ抗毒素の治療効果が、セアカゴケグモ咬傷に限らず、同じ毒素（ α ラトロトキシン）を持つその他のゴケグモ咬傷（ジュウサンボシゴケグモ咬傷、ハイイロゴケグモ咬傷、クロゴケグモ咬傷）にも期待されるため、臨床研究の対象をゴケグモ咬傷とすることになりましたので、ご連絡いたします。

なお、セアカゴケグモ抗毒素の投与が必要な場合の連絡先については、事務連絡に記載したものから下記のとおり変更致しますので、ご留意願います。

貴部（局）においては、本事務連絡の趣旨を御了知いただくとともに、貴管下の医療機関宛てに周知いただきますようお願いいたします。

記

【抗毒素の投与が必要な場合の問い合わせ先】

聖路加国際病院

分担研究者 一二三 亨

（連絡先） serumtherapy@slcn.ac.jp